

エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事基本・実施設計業務  
公募型プロポーザル実施要領

【日程】

参加表明書等の提出期間	令和5年 8月3日(木) から 8月10日(木) 午後4時まで
質問受付期間	令和5年 8月3日(木) から 8月 9日(水) 午後4時まで
最終回答日	令和5年 8月17日(木)
参加資格確認結果通知	令和5年 8月18日(金)
提案書受付期限	令和5年 8月22日(火) から9月11日(月) 午後4時まで
審査結果通知	令和5年 9月中旬頃(予定)
契約締結	令和5年 9月下旬頃(予定)

※日程は都合により変更する場合がある。

1. 提案の概要

別途定める「エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事基本・実施設計業務仕様書及び技術提案書等作成要領」(以下「仕様書等」という。)に基づき受託候補者の選定を行う。

(1) 提案案件の名称

エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事基本・実施設計業務

(2) 概要

- ① ￥9,884,000円(消費税及び地方消費税を除く)を上限とし、その範囲内とする。
- ② 上記の上限額を上回る金額での提案を行ったときは失格となる。
- ③ 履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年2月20日までとする。

2. 選定方法

選定方法は、エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事基本・実施設計業務に関する提案を求め、受託提案金額、組織・体制、請負業務委託契約の実績、技術提案書等について総合的に比較検討を行った上で、最適な事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。選定方法については、提出された提案書における書類審査により受託候補者を選定する。

3. 提案者の参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、公告日から契約締結日までの間に、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (4) 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成14年5月1日制定)による指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行

っている者。

- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 本件の公告日の1年前の日から本件の公告日まで引き続いて本市の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格業者名簿に登載されていること。
- (9) 一級建築士の資格を有し本業務と同種の業務実績を1件以上有している者を管理技術者として配置できること。本業務と同種の業務の定義は以下のとおり。

**【本業務と同種の業務】**

主として行った業務のうち、公営競技施設（本場スタンド棟、外向発売所、場外発売場）の延床面積200㎡以上の施設で、過去10年以内において実施設計（増改築、改修含む）が完了した業務。

#### 4. 参加手続き等

参加希望者は、次に示す申請書類を提出すること。提出期限までに申請書類を提出しない者または、参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。また、提出書類について鳴門市企業局から説明を求められた場合には、誠実に応じなければならない。

なお、プロポーザル参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式7）を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和5年8月10日（木）午後4時まで
- (2) 提出先  
9. に掲げる担当部署
- (3) 提出方法  
持参または郵送によるものとする。
  - ① 持参する場合の受付時間は、午前10時から午後4時までとするが、事務所が不定休のため事前に連絡すること。
  - ② 郵送の場合は、封筒表面に「エディウイン鳴門一般席棟増築及び改修工事基本・実施設計業務プロポーザル参加表明書在中」と朱書きし、事前に電話連絡のうえ提出期限までに必着とすること。
  - ③ 提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (4) 提出書類  
提出書類（まとめて以下「参加申請書等」という。）は、下記のとおりとする。
  - ・「プロポーザル参加表明書」（様式1）
  - ・「提案者の概要」（様式2）
  - ・「配置予定管理技術者の資格及び業務実績」（様式3）
- (5) 提出部数  
各1部
- (6) 確認結果の通知  
参加資格の確認結果について、令和5年8月18日（金）までに通知する。  
なお、本通知が令和5年8月21日（月）正午時点においても届かない場合は必ず「9. 担当部署（事務局）」に問い合わせること。

#### 5. 質問および回答

本件に係る質問は、参加申請書等を提出する予定の者に限る。質問に対する回答は、本実施要領や仕様書等に記載する内容の追加または修正とみなす。

(1) 質問書の提出

① 様式

質問書（様式4）による。

② 提出期間

令和5年8月3日（木）から 8月9日（水）午後4時まで

③ 提出場所

9. に掲げる担当部署

④ 提出方法

原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、「9. 担当部署」のメールアドレスに送信すること。誤送信等のトラブルの責任は持てないため十分注意すること。

※ 電子メールのみの受付とし、必ず着信の確認を行うこと。ただし、口頭、電話等による質問及び受付期間外の質問書の提出には応じない。なお、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しない。

⑤ 回答

すべての質問に対する回答一覧表は、令和5年8月17日（木）に鳴門市公式ウェブサイトにおいて掲載する予定である。

6. 提案書の作成及び提出

提案書を提出する者（以下「提案者」という。）は、仕様書等に基づき作成した提案書等を作成し提出するものとする。

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル提案書（様式5）

② 見積書（様式6）

③ 技術提案書（任意様式）

技術提案書を作成するにあたっては、別紙の「エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事基本・実施設計業務仕様書」及び「技術提案書等作成要領」を参照すること。

また、既存施設の配置や想定している増築エリア等については別紙の「配置等参考図」を参照すること。

(2) 提出期間

令和5年8月22日（火）午前10時から令和5年9月11日（月）午後4時まで

(3) 提出場所

9. に掲げる担当部署

(4) 提出方法

持参または郵送によるものとする。

① 持参する場合の受付時間は、午前10時から午後4時までとするが、事務所が不定休のため事前に提出予定日時を電話連絡のうえ、期限までに提出すること。

② 郵送の場合は、封筒表面に「エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事基本・実施設計業務プロポーザル提案書在中」と朱書きし、事前に電話連絡のうえ提出期限までに必着とすること。

③ 提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(5) 提出部数

9部 正：1部（代表者印押印のもの）、副：8部（写し）書式はA4版（技術提案書はA3版横使い）とし、見やすい提出書類の作成を心がけること。添付書類等の提出部数についても同様の部数を必要とする。

(6) 提出後において、提案書等の内容変更および追加は認めない。

- (7) 提出された書類は返却しない。提案書等は契約に至った場合に使用する他は受託者選定以外に使用しないものとし、鳴門市の文書管理規程等に従い責任をもって管理・廃棄を行う。
- (8) 提出された提案書等は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。
- (9) 提案者に参加報酬は支払わない。提案に係る費用はすべて提案者の負担とする。

## 7. 受託候補者の決定方法

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングは実施せず、エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事基本・実施設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による書類審査にて決定する。
- (2) 提案者に対し、提出書類に関する選定委員会委員からの質問に対し、必要に応じ、回答を求める場合がある。この場合、市が指定する方法、日時までに回答すること。
- (3) 総得点が同点数のときは、別紙①の評価項目の技術点（評価項目2）の評価点の合計が上位の者を受託候補者とする。それでも決定しない場合は、価格点（評価項目3）が上位の者を受託候補者とする。それでも同点数の場合は、選定委員会の委員の合議により決定する。
- (4) 選定された受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかったとき、又は選定された受託候補者が「3. 提案者の参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明したときは、次点に選定された提案者を受託候補者とする。
- (5) 当該案件においては1者のみの参加であっても審査及び評価を行い、別紙①の評価項目の「1. 事業者の能力と安全性」及び「2. 技術提案書の内容」の評価点の合計が当該項目の満点（配点×選定委員数）の6割以上である場合のみ受託候補者として決定する。
- (6) 審査結果については、9月下旬頃（予定）に通知する。  
また、審査結果は、後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。公表内容は業務名、審査委員会日時及び審査委員会委員数、参加表明者数、受託候補者名、提案者の各審査項目点及び合計点とする。
- (7) 評価基準は別紙①のとおりとする。

## 8. 契約

- (1) 受託者は、提案書等に基づき契約締結前に本市と協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約の手続きを行うものとする。  
また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 鳴門市公営企業管理者企業局長は、契約締結後に受託者の本提案における失格事由または不正と認められる行為が判明した場合、契約の解除ができるものとする。
- (3) 契約保証金は、請負契約金額が500万円以上の場合には要する。
- (4) 契約に当たっては、提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、提案者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、希望金額の110分の100に相当する金額を提案書に記載すること。
- (5) 鳴門市企業局は、受託者の本契約の結果に関して、受託者の責めに帰すべき事由により被った損害については、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

## 9. 担当部署（事務局）

〒772-8510 徳島県鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜48-1  
鳴門市企業局ポートルース事業課 担当： 谷本  
電話： 088-685-8111 FAX： 088-685-0342  
E-mail: br\_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp